

深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則

平成18年1月1日規則第96号

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成18年深谷市条例第134号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則に定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前条第2項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が前条第2項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(規則で定める児童)

第4条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(社会保険各法)

第5条 条例第2条第5項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（規則で定める施設）

第6条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（医療費支給事業）

第7条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成18年条例第143号）に基づく医療費支給事業とする。

（条例第4条第1項の額）

第8条 条例第4条第1項第1号に規定する額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当し、かつ、父又は母がない児童
- (2) 母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (4) 父がなく、かつ、母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6) 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する額は、別表第5のとおりとする。

（所得の範囲）

第9条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の属する年の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、申請日の属する年の前々年の所得とし、条例第8条第2項の

規定により受給者の現況について届出する場合は対象となる年の前々年の所得とする。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる所得とする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(同法第1条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

(2) ひとり親等が母である場合にあっては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除き、当該児童が当該父から受けるものを含む。)に、ひとり親等が父である場合にあっては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除き、当該児童が当該母から受けるものを含む。)に係る所得(次条第1項において「養育費所得」という。)

(所得の額の計算方法)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控

除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者
その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者
（母又は父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者
27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者
当該免除に係る所得の額
（条例第4条第2項の特例）

第11条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までのひとり親家庭等医療費については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親家庭等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（児童及び第8条第1項各号に掲げる児童の養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であること。 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（第8条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）

の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であること。 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給されたひとり親家庭等医療費

(交付申請)

第12条 条例第5条の規定による受給者証の交付申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）

(3) ひとり親等及びその児童の戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合にあつては、養育者及びその児童の戸籍の謄本又は抄本並びに当該児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本）

(4) ひとり親等及びその児童の属する世帯全員の住民票の写し

(5) ひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（1月から6月までに申請する者にあつては、前々年の所得）の状況を証する書類

(6) 養育費申告書（様式第3号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当する場合を除く。）は、交付申請書に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第5号）によ

り通知するものとする。

- 5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第5号の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第13条 受給者証は、申請日又は更新日から当該日の属する年の12月31日又は受給資格消滅日のいずれか早い日までを有効期間とし、1月1日に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日を申請日とみなす。
- (1) 対象者等に異動があった後15日以内に条例第5条の申請をした場合 異動があった日
 - (2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条の申請をした場合
転入日
 - (3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がなくなった後15日以内にその申請をした場合 やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

（受給者証の返還）

第14条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第15条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第6号）により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚したときの申請には、その受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（申請方法）

第16条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示して支払った額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第7号）により、市長に申請しなければならない。

（過分の負担）

第17条 受給者の責による過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給決定)

第18条 市長は、第16条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第8号）に記載するものとする。

(届出)

第19条 条例第8条第1項の届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届（様式第9号。以下「変更届」という。）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の届出は、交付申請書に住民票の写し、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

3 前項本文の場合において、当該届出の前年以前においてすべき届出（以下この項において「過年度分届出」という。）が行われていないときは、過年度分届出に係る市長が特に必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、同条の規定により対象者としないと決定したときは、支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第10号）により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第21条 市長は、交付申請書又は変更届に添付する書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則（平成4年深谷市規則第28号）、岡部町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年岡部町規則第16号）、川本町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年川本町規則第18号）又は花園町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年花園町規則第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（適用除外）

3 この規則の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における第8条から第11条までの規定は、合併前の深谷市の区域には適用しない。

附 則（平成18年3月31日規則第212号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月6日規則第247号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第35号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月1日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条（「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加える部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月4日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月15日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年6月21日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第12条第1項第4号及び様式第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成23年以後の年の所得によるひとり親家庭等医療費の支給の制限について適用し、平成22年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月1日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日においてこの規則による改正後の第4条第2号の規定により新たに深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例第2条第2項第5号に該当することとなった児童（平成24年8月1日において父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けている児童に限る。）をこの規則の施行の日において現に監護し、又は養育している者が、同年10月31日までの間に同条例第5条第1項の規定による受給者証の交付申請をしたときは、その者に対する受給者証の有効期間の始期は、深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則第13条の規定にかかわらず、同年8月1日とする。

附 則 (平成25年10月7日規則第57号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則様式第7号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年9月30日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項第1号、様式第4号及び様式第9号の改正規定は公布の日から施行し、第9条第1号及び様式第1号の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（経過措置）

3 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第9条第1号及び第10条第1項の規定の適用については、第9条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第10条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

4 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る改正後の第9条第1号及び第10条第1項の規定の適用については、第9条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第10条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1上肢のすべての指を欠くもの
- 10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両上肢のすべての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第8条関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

<u>扶養親族等又は児童の数</u>	<u>金額</u>
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4 (第8条関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第8条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）